

全国税制懇話会の2012年秋季研究集会が10月14・15日の両日広島で行われました。90名を超える全国の仲間が参加して、交流を深めました。北は北海道から南は沖縄まで幅広い地域からの参加者でした。春の奈良での研修集会以降近畿5名その他で5名と、10名の新しい仲間の加入も紹介されました。

今回の研究集会のメインは山本守之先生の「判決・裁決からみた法解釈基準」の講演でした。とくに裁決例で全部取消しを勝ち取った事例などは、情報公開に基づいて入手した事例で、他のどこへいっても入手できない資料で、豊富な内容が報告されました。「資本的支出と修繕費の区分」「役員の辞任をめぐる事実認定」「貸倒れにおける適用要件の差異」など多くの事例が紹介されました。

職場報告では、全国税本部の増山委員長から長官交渉や東京地連の機関紙などをもとに報告がありました。東京局では通則法改正に伴う調査手続きに0.7日しか確保を予定していないことなど、実態を無視した事務計画になっていること。また、個人課税部門では事後処理担当まで、調査日数85人日を確保せよと言ってきているそうです。

実践報告では、近畿の堂本さんが「新通則法の試行税務調査」と題して、実際にリハリ八に調査を受けた体験談がユーモアたっぷりに語られました。資料としては、試行の際税務署で使用されている調査手続きチェックシートも提供されました。

東京ブロックからは、「差押」の本の著者の一人でもある角谷さんから、「徴収行政のあり方と租税徴収手続の実務について」と題しての報告。「更正を予知しない修正申告」と題して石塚・岡田さんからの報告がありました。

いずれも、実践からの貴重な報告で、税制懇ならではの濃いものを出した。

次回開催は東海ブロック担当で来年4月14(日)15(月)の日程で開催されます。ぜひ、税制懇にも入ってください。なお加入有無にかかわらず参加はできますのでよろしく。

